

(保 38)

平成 27 年 6 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 271 号）が平成 27 年 5 月 19 日に告示され、同月 20 日付けで適用されることに伴い、同日付で厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「04026x 肺高血圧性疾患」に「マシテンタン」が、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」に「ポマリドミド」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 271 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 27.5.20 保医発 0520 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（環境二一）
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二二）

〔告 示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件（総務一八五、一八六）
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務二八〇、二八二、二八三、二八六、二八七）

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同二八一、二八四、二八五）

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同二八八）

- 国際連合安全保障理事会決議に基づくリベリアに対する資産凍結等の措置の対象を改正する件（外務一五九）
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（同二八〇）

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二六九）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等の一部を改正する件（同二七〇）

- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同二七二）

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二七二）

- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産一二三二）

- 保安林の指定施設要件を変更する件（同二二二、二二三、二二五）

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一〇七）
- 道路に関する件（同一〇八、一〇九）
- 木曾川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中部地方整備局九二）

- 都市計画に関する件（近畿地方整備局一〇三、一〇五）
- 道路に関する件（九州地方整備局九二）

- 国会事項
- 人事異動

内閣 人事院

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

- 最低工賃の改正決定に関する公示（福井労働局最低工賃公示一）

〔公 告〕

諸事項

官庁
公示送達、財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

○厚生労働省告示第二百六十九号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
 価基準)平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日
 から適用する。
 平成二十七年五月十九日
 別表に次のように加える。

品名	第15部 内 追 加	薬 規 格 単 位	薬 価 単 位	薬 価
(あ) アジテアダニ舌下錠100単位 (I R)		100 I R 1錠		67.10
アジテアダニ舌下錠300単位 (I R)		300 I R 1錠		201.20
(お) オアスミット錠10mg		10mg 1錠		14,594.00
(さ) サチルガカフセル100mg		100mg 1 カフセル		76,925.90
ザフアテック錠50mg		50mg 1錠		559.20
ザフアテック錠100mg		100mg 1錠		1,045.10
(そ) ソバルゲン錠400mg		400mg 1錠		61,799.30
(の) ノビコールカフセル2.5μg		2.5μg 1 カフセル		1,795.00
(ほ) ホマリスノトカフセル1mg		1mg 1 カフセル		42,624.80
ホマリスノトカフセル2mg		2mg 1 カフセル		50,802.00
ホマリスノトカフセル3mg		3mg 1 カフセル		56,294.50
ホマリスノトカフセル4mg		4mg 1 カフセル		60,548.00
(れ) レンビスカフセル4mg		4mg 1 カフセル		3,956.40
レンビスカフセル10mg		10mg 1 カフセル		9,354.20
(わ) ワントラム錠100mg		100mg 1錠		119.10
(え) エビリフアイン持続性水懸筋注用300mg		300mg 1瓶 (懸濁用液付)		38,212
エビリフアイン持続性水懸筋注用300mgシリンジ		300mg 1 キット		38,271
エビリフアイン持続性水懸筋注用400mg		400mg 1瓶 (懸濁用液付)		46,480
エビリフアイン持続性水懸筋注用400mgシリンジ		400mg 1 キット		46,539
(お) オルトレブ点滴静注用150mg		150mg 1瓶		8,261
(か) カドビスタト静注1.0mol/Lシリンジ5mL		60.47% 5mL 1筒		5,114
カドビスタト静注1.0mol/Lシリンジ7.5mL		60.47% 7.5mL 1筒		7,457
カドビスタト静注1.0mol/Lシリンジ10mL		60.47% 10mL 1筒		9,745

品名	外 追 加	薬 規 格 単 位	薬 価 単 位	薬 価
(さ) サイラム点滴静注液100mg		100mg 10mL 1瓶		75,265
サイラム点滴静注液500mg		500mg 50mL 1瓶		355,450
(の) ノボサーチナーン静注用2500		2,500国際単位1瓶(溶 解液付)		3,648,446
(え) エクリラ400μgジエヌエフ30吸入用		30吸入1 キット		3,150.90
デュアック配合剤		1g		157.40

○厚生労働省告示第二百七十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号へ及び第二十一号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第三号へ及び第二十一号第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。
 平成二十七年五月十九日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十号(二)ハ中「及びトリメック配合錠」を「トリメック配合錠、ソバルゲン錠四〇〇mg(一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る)」「ノビコールカフセル二・五μg及びエクリラ四〇〇μg(二回、二日以内である場合に限る)」「に改める。

○厚生労働省告示第二百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名(平成二十年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。
 平成二十七年五月十九日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の5から16までの項中	3あり	アンアリセタン、ホセクタ、 ソナシグアト、 リオンシグアト	を	3あり	アンアリセタン、 ソナシグアト
表の17から19までの項中	5あり	ホルテゾミア、 レチアジド	を	5あり	ホルテゾミア、 レチアジド

○厚生労働省告示第二百七十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。
 平成二十七年五月十九日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第271号）が平成27年5月19日に告示され、同月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

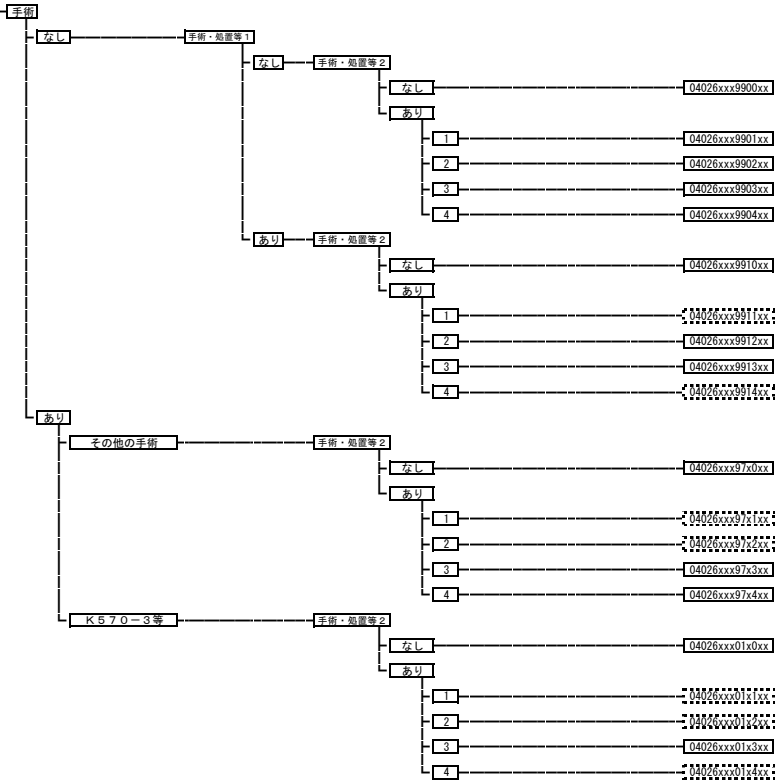
留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「04026x 肺高血圧性疾患」及び「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等2の3に「マシテンタン」を、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」のうち手術・処置等2の5に「ポマリドミド」を追加する。

04026x 肺高血圧性疾患
 040261 肺動脈性肺高血圧症
 040262 その他の二次性肺高血圧

手術・処置等 2
 1: 人工呼吸
 2: タダラフィル、シルデナフィル塩酸塩
 3: ホセレン水和物など
 4: プロスタグランジン 1 2 製剤 (注射薬に限る。)



130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物

手術・処置等 2
 1: 人工呼吸など
 2: 放射線療法
 3: 化学療法ありかつ放射線療法なし
 4: サリドマイド
 5: レナリドミド水和物など

